

建築基準法（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき廃止申請されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第12地区建築協定

2 申請者の氏名

小谷 理明

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町1丁目1番1から1番4まで、2番1から2番5まで、3番1から3番7まで、4番1から4番6まで、5番1から5番13まで、6番1から6番13まで、7番1から7番13まで、8番1から8番14まで、9番1から9番15まで、10番1から10番3まで、12番1から12番8まで、13番1から13番11まで、14番1から14番9まで及び15番1から15番4まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

5 認可年月日

平成22年9月12日

(都市計画局建築指導部建築指導課)